

高知くらしの護身術

437

16年度相談まとめ

「お試し」に注意

(2017年8月1日掲載原稿)

2016年度に県立消費生活センターが受けた相談は、2,906件で、15年度に比べて176件(5.7%)減少しました。

最も相談の多かった商品・サービスは、「放送・コンテンツなど(主にアダルト情報サイト)の540件。前年度に引き続き、全ての年齢層で最も多くなっています。

次に多かったのは、プロバイダやインターネット回線など「インターネット通信サービス」に関する相談で、222件でした。

16年度に増加が目立った相談は、「架空請求」と「健康食品」に関する相談です。

架空請求では、特に携帯電話やスマートフォンのショートメッセージサービスを使った手口が増加しました。誰もが知っているような大手の事業者名をかたり、身に覚えのない有料動画等の未納料金を請求してくるものです。

また、ここ数年減少傾向だった「健康食品」は、108件と前年度(79件)に比べて29件増加しました。初回の料金が低価格に設定され、お試しのつもりで申し込むと、継続購入になっていたという相談が多く寄せられました。

この「お試し」に関する相談は、化粧品でも増えています。継続購入の表示はあるが目立たなかったり、低価格に目を奪われて見落とししたりするケースが多いです。通信販売は、クーリングオフ制度の対象外のため、申し込む際に購入条件や返品の可否を確認することが重要です。

消費者トラブルは、一人で悩まず「何かおかしい」と思ったら、すぐに消費生活センターや市町村の窓口、信頼できる身近な人に相談しましょう。

高齢者の場合、周囲の人の見守りも重要です。家族や知人が困っていないか、日頃から声を掛け合いましょう。